

介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 第一号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

【基本部分】 *身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
訪問型サービス (みなし)Ⅰ (1月につき)	週1回程度の訪問型 サービス(みなし) (事業対象者要支援1・2)	11,680円/月	1,168円	2,368円
訪問型サービス (みなし)Ⅱ (1月につき)	週2回程度の訪問型 サービス(みなし) (事業対象者要支援1・2)	23,350円/月	2,335円	4,670円
訪問型サービス (みなし)Ⅲ (1月につき)	週2回を超える程度の訪問 型サービス(みなし) (事業対象者要支援2)	37,040円/月	3,704円	7,408円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本料も自動的に改定されます。なお、その場合は事前に新しい基本料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担	利用者負担
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円	200円
生活機能向上 連携加算 (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士に同行し共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合	1,000円	100円	100円
介護職員処遇 改善加算Ⅲ *(1月につき)	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	55/1,000		

*のついた加算は区分支給限度額の算定対象から除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	原産の要件	減算額
同一敷地内減算	事務所と同一敷地内の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10/100に相当する単位数を減産する
介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合		所定単位数の30/100に相当する単位数を減産する。